

令和2年度 公文書開示状況（4月決定分）中央卸売市場

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 | | |
|-------|---------|---------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--------|--|------------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 | |
| 1 | R2.2.6 | R2.4.2 | 下記案件の建物外構の道路、通路及び駐車場に関する起工書、設計書及び発注図面 ・29豊洲市場水産仲卸売場棟路面舗装工事 ・豊洲新市場（仮称）管理施設建設外市場衛生検査所整備工事 ・豊洲新市場（仮称）水産卸売場棟ほか建設工事（その2） ・豊洲新市場（仮称）水産卸売場棟付帯施設建設その他工事 ・豊洲新市場（仮称）水産卸売場棟ほか建設工事（その2） ・豊洲新市場（仮称）水産仲卸売場棟付帯施設建設その他工事 ・豊洲新市場（仮称）青果棟ほか建設工事（その2） ・豊洲新市場（仮称）青果棟付帯施設建設その他工事 | 303 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 中央卸売市場 事業部施設課 | |
| 2 | R2.3.29 | R2.4.3 | 「31豊島市場仮設卸売場B棟改修工事（その2）」及び 「31板橋市場花き棟南北1階便所改修工事（その2）」 に関する以下の文書 ・工事設計書・内訳書 ・図面 ・特記仕様書 | 181 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 中央卸売市場 事業部施設課 | |
| 3 | R2.3.24 | R2.4.7 | ・個人情報に係る事故報告について（メール誤送信①）（令和元年度5月） ・個人情報に係る事故報告について（メール誤送信②）（令和元年度5月） ・中央卸売市場保有個人情報安全管理基準（平成21年8月31日付21中管総第736号） | 6 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 中央卸売市場 管理部総務課 |
| 4 | R2.3.24 | R2.4.7 | ・個人情報の漏洩事故を世間に公表することによって、自らを罪する“事実”が発生して、これを証明する“証拠”文書等 ・「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書等（具体的実行策等） | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 根拠規定：条例第11条第2項 理由：実施機関において文書を作成しておらず、対象公文書が存在しないため。 | 中央卸売市場 管理部総務課 |
| 5 | R2.3.24 | R2.4.7 | ・生活文化局に交付する個人情報の漏洩事故の報告等公文書 ・公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合、その“事実”を証明する“証拠”文書等の公文書 ・公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合、漏洩事故の被害者にその“事実”を報告した証明となる“証拠”文書等の公文書 ・個人情報の漏洩事故が発生した場合、都庁内部局の何処に事故報告を行うのかわかる文書 | | | | | | | | | | | | | | | | | 中央卸売市場 管理部総務課 | |
| 6 | R2.2.8 | R2.4.8 | 以下案件のしゅん工図 ・豊洲新市場（仮称）水産仲卸売場棟ほか建設工事（その2） ・豊洲新市場（仮称）水産卸売場棟付帯施設建設その他工事 ・豊洲新市場（仮称）6街区加工パッケージ棟ほか建設工事 ・豊洲新市場（仮称）6街区地下水管理施設整備工事 | 140 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 根拠規定：条例第7条第2号 理由： 担当者氏名は、特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当 | 中央卸売市場 事業部施設課 |
| 7 | R2.2.27 | R2.4.30 | 販売原票データ（平成30年4月から令和元年12月分） ただし、売渡先が株式会社〇〇、品目分類が鮮魚（活魚を含む）に該当する部分のみ | 148 | | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | （第7条第2号）販売原票データの担当者名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるため。 （第7条第3号）販売原票データの単価及び販売金額部分は、当該情報を開示することにより、価格設定情報が他社に漏れてしまうなど競争上の地位が損なわれると認められるため。 | 足立市場 |

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。